檘

Ø

汨

岬

金曜日

令和3年12月24日

○開発行為に関する工事の完了

令和3年12月24日 261

(都市計画課) ……7

# 目

**二** (於1007日 | 於1015日)

<b>一                                    </b>		
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
公 告		
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	4
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	5
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(都市計画課)	5
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理	の公開	
	(建築指導課)	6
○意見募集の結果の公示	(漁業管理課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(市町村支援課)	7

○開発行為に関する工事の完了	(都市	方計画	画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市	方計画	画課)	7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(情幸	设政策	き課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市	方計画	画課)	8
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市	方計画	画課)	8
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市	方計画	画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都計	方計画	画課)	9
雑   報				
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	9
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	9
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	10
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	10
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	10
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	11
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	11
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	12
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	12
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	12
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	13
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	13
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	14
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	14
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財	政	課)	14

## 古 亦

# 福岡県告示第1007号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規 定により次のように告示する。

令和3年12月24日

毎週火金曜日 -877 福岡市博多区東公園7番 -0011 福岡市中央区高砂-丁目6番1

総務部行政経営企画課 社 西 日 本 高 速 印 刷

福岡県 株式会

4 6 9 8

定期発行日 毎週火 〔発行〕〒812-8577 〔作成〕〒810-0011

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 豊前市大字川内961、1157
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 福岡県告示第1008号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏	名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市西区大字西浦	木戸	秀保	福岡市漁業協同組合の地区の	小型船びき網漁業、小型 特定漁業、小型一般漁業
"	木戸	隆治	旧西浦漁業協同組合の地区 (西浦加入区)	及び小型定置網漁業

福岡市西区大字宮浦	板谷	和正	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型特定漁業、小型一般 漁業及び小型定置網漁業
"	戸田	利則	旧唐泊漁業協同組合の地区 (唐泊加入区)	
福岡市西区大字玄界島	中村	福寿	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型底びき網漁業
//	松田	和久	旧玄界島漁業協同組合の地区 (玄界島加入区)	
福岡市西区大字玄界島	梅田	哲司	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型特定漁業、小型一般 漁業及び小型定置網漁業
"	久保E	日健嗣	旧玄界島漁業協同組合の地区 (玄界島加入区)	
福岡市西区大字玄界島	松田	武治	福岡市漁業協同組合の地区のうち	総トン数10トン以上100 トン未満の漁船により営
"	宮川	幸大	旧玄界島漁業協同組合の地区 (玄界島加入区)	む漁業
福岡市西区愛宕浜	太田	治男	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型底びき網漁業
"	野上	洋一	旧姪浜漁業協同組合及び旧浜 崎今津漁業協同組合の地区 (姪浜加入区)	
福岡市西区姪の浜	野上	千尋	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型船びき網漁業
"	津田	利美	旧姪浜漁業協同組合及び旧浜 崎今津漁業協同組合の地区 (姪浜加入区)	
福岡市西区姪の浜	吉住	安則	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型特定漁業及び小型一 般漁業
"	西永	親義	旧姪浜漁業協同組合及び旧浜 崎今津漁業協同組合の地区 (姪浜加入区)	
福岡市中央区福浜	村田	繁雄	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型底びき網漁業
"	村田	郁次	旧伊崎漁業協同組合の地区 (伊崎加入区)	
福岡市中央区福浜	森	新吾	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型特定漁業及び小型一 般漁業
"	中村	光次	旧伊崎漁業協同組合の地区 (伊崎加入区)	

# 福岡県告示第1009号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

	整備	道路の 種 類	路	線名	変 更 前後別	区間	幅 員	延長(メートル)
HI7	xar	目 塔	福	岡 …	前	糟屋郡宇美町ゆりが丘七丁目1番17 先から 太宰府市大字北谷861番5先まで	9.0 ~ 59.0	115.0
那	珂	県 道	太宰	府	後	糟屋郡宇美町ゆりが丘七丁目1番17 先から 太宰府市大字北谷861番5先まで	8.3 ~ 53.8	183.0

### 福岡県告示第1010号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名		1100	線	名	変 更前後別	区間	幅 員	延 長(メートル)
					前	八女市上陽町上横山3362番1先から 八女市上陽町上横山3368番1先まで	4.0 ~ 6.2	100.0
八女	県 道	田黒	主丸 木	線	前	八女市上陽町上横山3362番1先から 八女市上陽町上横山3368番1先まで	4.0 ~ 14.9	107.0
					後	八女市上陽町上横山3362番1先から 八女市上陽町上横山3368番1先まで	4.0 ~ 7.8	100.0

#### 福岡県告示第1011号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年12月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸 線 木 線	八女市上陽町上横山3364番1先から 八女市上陽町上横山3368番7先まで

#### 福岡県告示第1012号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整 事務所		道路種	多の類	路	線	名	変 更 前後別	区間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
rī →	h	ΙĦ	火	八	女	が白	前	八女市長野266番1先から 八女市長野1816番1先まで	7.0 ~ 42.5	715.5
八月	女	県	道	香	春	線	後	八女市長野266番 1 先から 八女市長野1816番 1 先まで	7.0 ~ 42.5	715.5

# 福岡県告示第1013号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

3年12月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	八女春線	八女市長野231番4先から 八女市長野1816番1先まで

#### 福岡県告示第1014号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準 用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和51年3月16日農林省告示第241号(1の苅田町に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第1015号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業

要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準 用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された 重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和50年5月29日農林省告示第600号(3に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)



# 公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止 したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日 令和3年12月14日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号	
J R 九州住宅(株)	福岡市博多区吉塚本町 13-109	島野 英明	令和3年7月14日 福岡県知事許可(般-3) 第114323号	

汨

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

- (注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号) 別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和 24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工 事をいう。
- (2) 停止期間

令和3年12月28日から令和4年1月28日までの32日間

4 処分の原因となった事実

IR九州住宅株式会社は、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許 可を有していないにもかかわらず、2つの民間工事において元請業者として同号の政 令で定める金額(6.000万円)を超える下請負契約を締結した。このことは建設業法 第16条第1項に違反する。

同社は、民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営 む者と同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて下請負契約を 締結した。このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

同社は、平成29年7月1日から平成30年3月10日にかけて施工した民間工事におい て、他社の在籍出向者を主任技術者として配置していた。このことは、建設業法第26 条第1項に違反する。

#### 公告

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止 したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和3年12月10日

#### 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号	
富士建設工業株式会社	柳川市東蒲池296-1	野田 知秀	令和3年6月7日 福岡県知事許可(特-3) 第25267号	

#### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

- (注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号) 別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則(昭和 24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工 事をいう。
- (2) 停止期間

令和3年12月24日から令和3年12月30日までの7日間

4 処分の原因となった事実

富士建設工業株式会社は、平成30年10月ころ、福岡県柳川市において施工した民間 工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体制台帳等を作成した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

#### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づ き、意見公募手続を実施しないで福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則(平 成9年福岡県規則第72号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/ )に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

账

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正等に伴い、当然必要とされる 規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該 当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

令和3年12月24日

#### 公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項及び同条第2項において準用 する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同 法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第18558号	株式会社NISHIYAMA 代表者 泉 幸一	福岡市中央区荒戸1-3-20-8階

2 聴聞期日及び場所

令和4年1月14日(金)午前10時 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階南棟建築都市部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577 (福岡県庁)

公告

福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則の一部改正案について、令和3年6月8日 から令和3年7月8日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3 年12月24日に公布しました。

令和3年12月24日

服部 誠太郎 福岡県知事

問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁協指導係

電話: 092-643-3554

メールアドレス: gyokan@pref.fukuoka.lg.ip

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称 福津市上西郷字カトタ72番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市上西郷62番地の1

松田 大佑

# 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字高田字ヲヨギ田384番1及び384番3

么

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 糟屋郡篠栗町中央三丁目1番3-401号フレセント21 德永 佑紀

#### 公告

福岡県温泉法施行細則の一部改正案について、令和3年9月17日から令和3年10月18 日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和3年12月24 日に公布しました。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合わせ先

環境部自然環境課環境影響審查係

電話:092-643-3368

メールアドレス: shizen@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づ き、意見公募手続を実施しないで福岡県住民基本台帳法施行細則(平成14年福岡県規則 第56号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/ )に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部市町村支援課に備え置きます。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

意見を募集しなかった理由

行わなかったものである。

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(令和3年福岡県条例第42号 ) の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条 例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条第1項に規定する意見公募手続を

2 規則の公布日

令和3年12月24日

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 大牟田市大字宮部字宮ノ前75番1及び75番5から75番12まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市松原町5番地1 黒田ビル1階

株式会社Fit

代表取締役 佐瀬 武士

# 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 古賀市青柳町字道田849番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 古賀市天神一丁目25番33-101号 長木 亮二

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称 古賀市玄望園 9番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡市東区多の津二丁目9番8号 福岡倉庫株式会社 代表取締役 富永 太郎

#### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づ き、意見公募手続を実施しないで福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)の一部改正を行ったので、次のとおり公 示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/ に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部情報政策課に備え置きます。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例 第59号)の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手 続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しな かったものです。

2 規則の公布日

令和3年12月24日

# 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字植木字才木1267番14、1267番23から1267番25まで、1278番1から 1278番3まで、1281番2、1281番4から1281番13まで、1282番1から1282番4まで、 1284番2、1284番3、1285番、1287番1、1287番2、1288番1、1288番2、1289番3 から1289番6まで、1290番1、1290番2、1291番8、1291番9、1291番17から1291番 19まで、1293番1、1293番5から1293番7まで、1294番1、1294番2の一部、1294番 4、1295番2の一部、1295番3、1295番4、1297番13から1297番15まで、字豆塚1490 番1から1490番3まで、1495番3の一部、1501番1、1501番3から1501番6まで、 1502番1の一部、1502番2、1502番4、1502番5、1503番1から1503番4まで、字筒 □1511番1、1511番3、1514番4、1514番5、字上中野1928番4、1930番1及び1930 番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東比恵二丁目17番15号

株式会社エフ・アール・イー

代表取締役 吉田 邦宏

#### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項 の規定により豊前市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下 水道課において公衆の縦覧に供する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

京築広域都市計画下水道(令和3年10月15日豊前市告示第38号)

#### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項 の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公

園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画公園(令和3年11月22日飯塚市告示第344号)

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字西葉山1770番15、1770番16、1770番20及び1770番21

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市志摩岐志1513番4

株式会社伊都ハイランド

代表取締役 牛島 中

# 雑 報

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2400回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300.000.000円

1 組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和4年4月1日から

令和4年4月26日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128.900.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 30.947.290円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,770,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2401回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1.200.000.000円

600万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年4月1日から

令和4年5月31日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 570,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 114.998.400円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 69,000,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2402回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円

300万诵

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年4月6日から

令和4年5月3まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 285.000.000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 57.538.800円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 34.500.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2403同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300.000.000円

1 組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和4年4月27日から

令和4年5月10日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128.900.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 30.947.290円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25.770.000円
- 9 受託申請期限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

么

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2404回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円

1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和4年6月1日から

令和4年6月21日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 125,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 31,069,390円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25.770.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和4年1月14日

# 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2405回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600.000.000円

1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年6月4日から

令和4年6月21日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 298.900.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,611,490円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 39.480.000円
- 9 受託申請期限令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2406回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400.000.000円

200万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年6月15日から

令和4年7月4日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務

**h和3年12月24日** 

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 38.359.200円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,000,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 称 第2407回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

1 組10万通 25組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年6月22日から

令和4年7月4日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 247.400.000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 46.068.440円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,900,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2408同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円

1 組 10 万 通 30 組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和4年6月22日から

令和4年7月4日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128.900.000円
- 6 委託対象事務当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 30.990.190円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25.770.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2409回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円

1組10万通 20組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和4年7月27日から

令和4年8月16日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 84.900.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 20.654.590円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17.180.000円
- 9 受託申請期限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2410回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,400,000,000円

700万诵

3 証 票 金 額 1枚 200円

4 発 売 期 間 令和4年7月27日から

令和4年9月27日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 665.000.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 134.164.800円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 80.500.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2411回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円

300万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年8月3日から

令和4年8月30日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 285,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 57.532.200円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 34.500.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2412回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円

1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年8月31日から

令和4年9月20日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 295,900,000円
- 6 委託対象事務当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 55.585.090円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 39.480.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3

項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2413回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万诵

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和4年9月14日から 令和4年10月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 237.500.000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 47.819.750円

- 8 その他発売経費発売総額に対し 28.750.000円
- 9 受託申請期限 令和4年1月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和3年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において